

令和4年 第1回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年1月13日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和4年1月13日

東京都教育委員会第6回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第1号議案

第12期東京都生涯学習審議会委員の任命について

第2号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 令和3年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する都立学校の対応について

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	福 崎 宏 志
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
地域教育支援部長	小 菅 政 治
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	稻 葉 薫
（書 記） 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和4年第1回定例会を開会いたします。

本日は、朝日新聞社ほか3社からの取材と、5名の傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞社ほか2社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、新井委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 11月25日の令和3年第18回定例会議事録につきましては、先日配布をさせていただきまして御覧いただきましたと存じますので、よろしければ承認を頂き

たいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、11月25日の令和3年第18回定例会議事録につきましては承認を頂きました。

また、机上に12月16日の令和3年第19回定例会議事録が配布されております。次回までに御覧をいただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第1号議案並びに第2号議案及び報告事項(3)につきましては、人事等に関する事案でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 令和3年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

【教育長】 それでは、次に報告事項(1)「令和3年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について」の説明を、指導部長からお願いをいたします。

【指導部長】 報告事項の(1)令和3年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について御説明いたします。

画面を御覧ください。

東京都教育委員会は、昭和59年度から心豊かな児童・生徒等を育成することを狙いとし、善行や優れた活動を行った公立学校に在学する児童・生徒等を表彰し、広くこれを顕彰しております。昨年度より、本表彰の実施要綱を改正し、より一層児童・生徒等の豊かな人間性や努力の過程に焦点を当てて表彰するようしております。

表彰は、今年度で通算41回目、表彰件数は今回を含めて延べ4,533件となっております。

画面の資料の2、表彰の対象及び表彰基準を御覧ください。

表彰の対象は都立学校及び各区市町村立学校(園)に在学する児童・生徒等で、東京都教育委員会教育長が表彰基準に該当すると認める個人及び団体です。

表彰基準は、お示ししている三つでございます。なお、令和元年度までは、スポーツや文化活動等の全国大会で優勝等の結果から表彰する基準を設けておりましたが、昨年度からこの基準をなくしており、今年度、新しい基準となって2回目となっております。

次に3、表彰の件数でございます。全体で235件となっております。各校種の内訳は表のとおりでございます。

続いて4 表彰対象者決定までの経緯でございます。

まず、東京都教育委員会は区市町村教育委員会教育長及び都立学校長が推薦した表彰候補者等の推薦書を受け取っております。そして、教育監を審査委員長とし、指導部の部長及び総務部、指導部、地域教育支援部、多摩教育事務所の課長等で構成する表彰審査会での協議を経て、教育長が被表彰者を決定しております。

5の表彰式でございますが、大変残念ではありますが、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、児童・生徒等の安全確保を最優先に考え、2月23日に予定しておりました表彰式は中止としております。

続きまして、資料の右側の表彰基準別表彰件数を御覧ください。三つの基準別に、各校種の表彰件数を表しております。

続きまして、表彰件数の推移を御覧ください。平成28年度から6年間の推移を示しております。今年度は表彰基準を改定した昨年度に比べると、表彰件数は増加しております。新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限の影響はあるものの、大会等の結果ありきではないという要綱改正の趣旨が少しずつ定着していると考えております。

それでは、資料2ページ、児童・生徒等の善行や優れた活動事例に沿って、写真を交えながら幾つかの事例を説明させていただきます。

始めに表彰基準1、地道な活動等を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる者の事例です。こちらは高等学校の生徒でございます。静岡県で生徒本人が主催したイベントの写真です。魚類の分類研究に取り組み、複数の博物館等に作成した標本を寄付し、魚の魅力を発信するイベントの主催や参加により、社会に貢献するなど、地道に研究する姿が他の生徒の模範となっております。

こちらはろう学校の生徒です。トレーニング中の写真です。陸上競技部でハンマー

投げの練習を地道に取り組み、全国規模の大会で実力を発揮するとともに、何事にも努力を惜しまず、目標に向かって取り組む姿が他の生徒の模範となっております。

続いて表彰基準2、当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者の事例です。

こちらの写真は、幼稚園の園児です。主体的に挨拶をしたり、周囲が気持ち良く過ごせるような言葉掛けを行ったりすることで、自主的に気持ちの良い挨拶や言葉掛けをしようとする幼児が増加しております。

こちらは高等学校の生徒です。環境認証ラベルの普及活動のため、学生団体を立ち上げ、活動資金の獲得、商品の販売準備、合計700人が参加したオンライン学習会の開催に取り組みました。結果として、学校の枠を越え、多くの人の環境問題に対する意識の向上に波及しております。

続いて表彰基準の3、環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、地域における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとする者の事例でございます。

こちらは小学校の児童でございます。子ども食堂や路上生活者への食事提供のボランティア活動に継続的に取り組み、社会の一員として地域社会に貢献しております。

こちらも小学校の児童でございます。ダンスや歌、トークなどの練習を継続して行い、福祉施設や地域の祭り等のイベントに参加するなど、社会の一員として地域社会に貢献しております。

紹介は以上でございます。

要綱の改正を受け、各学校は子供たちのよさをより一層丁寧に見い出すことができるようになったと認識しております。なお、このあと、被表彰者名簿を付けております。後ほど御覧ください。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございました。基準が変わって、昨年はやはり学校側も戸惑いがあったのかなと思いますので、昨年少し件数が減ってしまいましたが、今年、例年どおりの件数に戻ってきているというのは、学校としてかなり基準の意識等、御理解いただけたのかなとは思いますが。ただ、せっかくこういう表彰というのは、頑張っている生徒を応援しましょうということですので、学校側にもこれ以降も是非この基準の意味というのを徹底していただいて、基準を変えたときの議論は、全国大会等で既にいろいろ表彰されている子を改めて表彰するというよりも、なかなかそういうところで見えあげることができないような子たちを丁寧に評価していこうというのが、この表彰の基準の変更でしたので、改めて学校にもそのところをよく理解していただきながら、更に積極的に御推薦いただけるように働き掛けを続けていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【指導部長】 学校教育の基本の一つかと思いますが、子供一人一人みんないいところを必ず持っております。そういうところを伸ばして頑張りを励ますと、そういうことが大事なんだという、それが私たち都教育委員会の学校へのメッセージとも考えられますので、いろいろなところで周知してまいりたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員。

【秋山委員】 この表彰式が中止になったのは残念なことです、オンラインで表彰式を行うとかいうのはできないでしょうか。また、もし今回部長が説明されたような内容をホームページ上で公開していただくと、皆さんが知ることができていいのではないかと思います。

【指導部長】 私が今お話ししたことは、要点整理しながら、生徒のお名前等も出ますが、そのとき一緒に載せていきたいと考えています。

それから、オンラインの開催については、今年は今準備を始めているところなので、また今後、検討課題として少し捉えさせていただければと思っております。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 私は今年が初めてなので、そういう経緯があつて基準が変更になったんだなということで、それがよかったことだなと思いました。最初の基準だけ見て

いると、どちらかという善行を積んだ子供とか、ほかの生徒の模範になるような良い子という感じがしますけれども、実際に選ばれた内容を見ますと、サイエンスであるとか、アートであるとか、スポーツであるとか、そういう様々な分野が選ばれているので、こういう事例をお示しすることで、学校側に誤解なく広がっていくといいなと思います。

それとともに、こういうコロナ禍で、タブレット端末などが配られる中、やはりデジタルでの活動ということも対象になってくるのかなと思います。中学生がY o u T u b e rになることがいいことかどうかということには、学校現場では議論もあるとは思いますが、何か考えがあって、こういう情報発信をしているとか、あるいはこういうコロナ禍でオンラインに授業が移行するようなときに、そういう中でデジタルにどちらかという弱い御家庭とかの支援をしたとか、そういうようなことも評価してあげたいなと思いました。

以上です。

【指導部長】 表彰基準の1、確かに善行ですとか範になるですとか、言葉としては重いんですけども、基本的には豊かな心、例えば他人を思いやる心ですとか、生命を尊重する心ですとか、自然を愛する心ですとか、勤労観、職業観を持っているですとか、幅広く見て、その中で校長先生が判断しているところでございます。すごく重々しくというふうには捉えていなくて、そういったことを更に今後も広げていきたいと思っています。

また、デジタルについては、今後そういう視点も、端末の活動が増えてきますし、そういった視点もきちんと持ちながらやっていきたいと思っています。

【教育長】 遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。非常に結構なことだと思うんですけども、この推移を見てみますと、昨年度から基準を変えたということで、全体を通して比較はできないんですけども、昨年度と今年度と言いますか、新基準の基準3は、要すれば全体に美化運動だとか町内活動に貢献とか、社会的な参加、そうしたものかと思うんですけども、これが減っている。それはコロナの影響で、子供たちがそういう美化運動とか、あるいはそういう全体として活動するということができないと、

その結果と考えるとよろしいのでしょうか。

【指導部長】 これまで多かったのは、やはり高齢者施設でのボランティア活動ですとか、そういうのが多くございました。それは昨年度、少しやはりコロナの影響でできなかったという、全体的にそういう案件が少し多かったので減っているというふうに分析しております。

【教育長】 山口委員、お願いします。

【山口委員】 もしかしたら前回は発言したかなと思うんですが、記憶が曖昧なので。この基準を変えたということはすばらしいと私も思いますし、既に結果が出て、もう既に表彰されている人ということではなくということはいいことだと思うんですが、一方で、やはり経緯のところ、教育長や学校長だったりという、要するに選ばれるわけですね。私はやはりもう一歩進んで、ちょっと手間は多分、より掛かるとは思いつつも、自薦も是非入れていただきたいと思います。やはり日本の子供たちは自己肯定感が低くて、いいことをやっているのに、それがいいことだと言うことがはばかれるというか、もちろん人知れずやるということは価値のあることなのかもしれないですけども、自分がやっていることをきちんと表明して、私はこういうことをやっているんですというようなことを、こういう小さい頃から言っていく、そしてみんなでやろうよということはすごくいいことだと思うので、何かそういう方法を是非継続して考えていただいて。手を挙げる子たちを、大人が見ているだけではどうしてもやはり見逃しますよね。ですから、その辺りの手立てを是非考えていただきたいと思います。

【指導部長】 私ども東京都教育委員会のメッセージとして、各学校に年度初め、あるいは保護者の方に、学校としてこういう取組をしていますよ、それは子供の豊かな感性ですとか豊かな心を育みますよ、そういった中で一つこういう表彰がありますよということを、幅広く今後もいろいろなところで宣伝をしていきたいと思います。そして、いろいろなところから声が上がって、それが表彰に伝わるような形で更にしていきたいと思っています。自薦のことについては、その枠組みの中で何かできることがないか、また今後も検討させていただければと思います。

【山口委員】 見つけられるかどうかもあるんですけども、手を挙げるというこ

となんですよね。海外の子の教室なんか見ると、はいはいとみんな挙げるんですけども、日本もそういう学校はありますけれども、どちらかというとはやり挙げる子はいつも決まっているみたい。でも、みんな必ず何かやっているわけですから、そういうことをきちんと主張できるような子たちを私はやはり育てていきたいなと思いますので、選ばれるかどうかではなくて、何かそういうふうなことを是非検討していただきたいと思います。

【指導部長】 はい。少し検討させていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませぬようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する都立学校の対応について

【教育長】 次に報告事項(2)「新型コロナウイルス感染症に関する都立学校の対応について」の説明を、教育政策担当部長からお願いをいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料2を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に関する都立学校の対応について御報告を申し上げます。

一番左側、上の四角の中にございますように、この間の東京都の全体の動き、右側の四角にはそれに関連する国の動向を記載しております。

東京都の動きでございますが、昨年10月24日までのリバウンド防止期間が終了後、10月25日から現在に至るまで、基本的対策徹底期間として継続的に感染症対策に取り組んできているところでございます。この間、一時的に新規感染者数が1桁になった時期もございましたが、新たな変異株であるオミクロン株が市中で確認されて以降、これまでにない急速な拡大を示してございます。このため、東京都では医療提供体制の逼迫(ひっぱく)を回避し、社会活動を継続することができるよう、これまで以上に緊張感を持ち、都民、事業者、行政が一体となって危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組によって感染拡大を防いでいくとの考え方の下、1月11日から月末までオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応を実施してございます。

1 冬季休業中の取組を御覧ください。学校が冬季休業に入りました12月25日頃の感染状況は極めて落ち着いておりましたが、都立学校におきましては、冬休み中も感染症対策を緩めることなく、チェックリスト等を活用した児童・生徒、保護者の皆様も含めた健康観察等を継続していただくようお願いをいたしました。また、始業日前には、職員を含む健康状態の確認・把握を行い、始業日の対応を判断することとし、体調が少しでも悪い場合には登校・出勤しないことを徹底いたしました。

次のページに移りまして、2 冬季休業明けの対応でございます。オミクロン株がかつてないスピードで拡大している状況を踏まえまして、都教委では多くの学校が始業日を迎えた1月11日に向け、7日の日に緊急対応についての通知を発出しております。

主なポイントだけを示しております。

まず、オミクロン株への注意喚起でございますが、これから受験シーズンに向け、冬休み明けの教育活動の実施にはこれまで以上に緊張感を持って取り組み、基本的な感染症対策を徹底した上で、オンライン活用による工夫をするなども併せまして、学校運営を継続していくことを基本としております。

また、感染力が強いとされるオミクロン株への対応として、記載のような基本的感染症対策の徹底を再度周知しているところでございます。

なお、都教委におきましては、丸二つ目の2番目のところにありますが、専門家チームの派遣というのを実施いたしております。これはiCDCの専門家の皆様方や医師会の先生方に御協力をいただき、専門家チームを組んで都立学校に実際に見に行ってください、学校の感染対策について点検・評価を実施してございます。その結果につきましては、報告書をまとめ、全校展開して課題とか、感染防止の取組について更に徹底すべきことなどを共有しております。児童・生徒に対する指導の徹底はもとより、教職員の健康状態の確認も徹底してございます。

四つ目の丸にございますが、修学旅行についてでございます。前年に予定をしておりました修学旅行をコロナ感染症の影響で延期し、これからの時期に予定していた学校が例年よりも多くございました。しかしながら、訪問先の現下の感染状況等を踏まえ、延期又は中止を検討することとしております。

三つ目、3 大学入試・高校の入学者選抜への対応を御覧ください。

大学入学共通テストについてでございます。オミクロン株の濃厚接触者である受験生への対応によりまして、年末から様々な報道が出ており、皆様にも御心配をおかけしているところでございますが、今週末の15日、16日の土日に実施されます大学入学共通テストにつきましては、オミクロン株濃厚接触者であっても、無症状等の一定の条件を満たせば、別室での受験が可能であるという取扱いが文科省から示されてございます。具体的な条件につきましては以下に記載がございしますが、初期のスクリーニング（行政検査）、こちらで結果が陰性であったこと、また受験当日も無症状であること、公共交通機関を利用せずに、人が密集する場所を避けて試験会場へ行くこと、そして終日別室で受験すること、これらの条件を満たす場合には、無症状の濃厚接触者については受験が可能となっております。

次に都立高校の入学者選抜でございますが、こちらにつきましても先ほど申し上げました濃厚接触者に対する対応につきましては、大学入学共通テストと同様の対応を取ることを予定しております。また、徹底した感染症対策によりまして、学力検査等を適切に実施できますよう、校内体制を整備して実施することとしております。

3番目の資料は、都立学校の感染状況でございます。やはり年明けから少し感染状況の拡大が続いておりますが、更に一層徹底して、児童・生徒、教職員の健康管理を行い、学校運営を継続し、学びの保障に努めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの御説明につきまして、何か御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 今回のまとめは非常に分かりやすく良いかと思いました。これから卒業式とかも練習とか始まったりしていくわけで、ここに入試とか修学旅行は書いてありましたけれども、そのような行事に対しても何らかのアドバイスがあるといいかなと思いました。

そして、現在、中高生の12歳以上のワクチンの接種率がどのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

そしてもう一つ、パッケージというのがあるんですけども、パッケージに対してはどのように考えているかというのを教えて下さい。

【教育政策担当部長】 まず卒業式等の行事につきましては、昨年度もやはりこの時期、卒業それから入学の時期、非常に厳しいものがございまして、その中でも感染症対策を徹底した実施の仕方、工夫をして実施しております。

具体的な取組で補足があればお願いします。

【指導部長】 これまでやってきたこととお話しさせていただきますと、例えば卒業式で言いますと、外部の来賓は御遠慮いただく、あるいは保護者の出席も昨年度はお一人というような形、それから在校生の出席も、例えば生徒会に限るですとか、少し絞った形で、それから座席の間隔を空けるですとか、そういった対応をしているところでございます。

【教育長】 開催時間を短時間にするとか、いろいろな、在校生の合唱とかをやらないとか、細かく決めて通知はしているということです。ほかにいかがでしょうか。

【教育政策担当部長】 ワクチン・検査パッケージにつきましては、国の対処方針などでも、感染状況によっては止めるというような判断をしているんですけども、今のところまだそのような方針は示されていないというところです。また、学校活動につきましては、ワクチン・検査パッケージの適用はしないということで、それとは別の方法で、例えばPCR検査を実施するなり、健康観察をしっかりとっていく中で、これまでも修学旅行とか校外活動について実施をしてきたところです。その辺りについてはこれまでと変更がないということになります。

また、12歳から19歳のワクチンの接種状況なんですけれども、2回目まで終了している方のパーセンテージが74%となっております。この休み期間中に、どちらかというところと今まで低かった20代辺りが上がってきています。引き続き意識を持って打っていただきたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月3日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、日程等の都合により、1月の第4木曜日ではなく、2月の第1木曜日となります。2月3日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催させていただければと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいま説明がございましたとおり、次回の教育委員会につきましては2月3日の午前10時から開催をいたしたいと存じますけれども、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、次回の教育委員会は2月第1木曜日の2月3日となりますので、お間違いのないようお願いを申し上げます。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。

それではこの後、非公開の審議に入ります。

(午前10時32分)